

上越市議会委員会条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及び所管)			(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及び所管)		
第2条 略			第2条 略		
2 略			2 略		
名称	委員の定数	所管	名称	委員の定数	所管
総務常任委員会	8人	議会事務局、総務管理部、企画政策部、財務部、防災危機管理部、自治・市民環境部のうち自治・地域振興課、各区総合事務所及び <u>共生</u> まちづくり課 ____、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員並びに固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	総務常任委員会	8人	議会事務局、総務管理部、企画政策部、財務部、防災危機管理部、自治・市民環境部のうち自治・地域振興課、各区総合事務所、 <u>共生</u> まちづくり課及び <u>文化</u> 振興課、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員並びに固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
(略)			(略)		
文教経済常任委員会	8人	教育委員会、産業観光部、農林水産部及び農業委員会及び <u>産業観光交流部</u> の所管に属する事項	文教経済常任委員会	8人	教育委員会、産業観光部、農林水産部及び農業委員会及び <u>産業観光部</u> の所管に属する事項